

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和4年9月)

1. 開催日時 令和4年9月26日(月)
午後1時30分から午後2時25分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 19人

会 長	5番	大久保	光	江
会長職務代理者	12番	真 相	広	也
副会長	2番	山 口	博	史
	14番	近 藤		清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 恵志		

4. 欠席委員 (0人)
5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 (16人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議第35号 農地利用集積計画の決定について
- 第6 議第36号 空き家に付属した農地の指定について
- 報告事項(1)農地法4条第1項の規定による許可の取消届について
- 報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について

報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	岡田佳明
局長補佐	原田裕充
事務主任	森本佑治

8. 議事進行

事務局

定刻が参りましたので、ただ今から、令和4年9月 吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、農業委員さん全員の出席でございますことを、ご報告いたします。

本日の出席委員は、19名中、19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、令和4年9月総会までの間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。しかしながら、コロナ禍が治まる兆しを見せないため、総会会場の確保も難しいため、今年度間、令和5年3月まで延長せざるを得ないと考えています。ご了承の程よろしくお願い致します。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長

(会長挨拶)

議 長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、1番、松本委員、4番、原田委員に、議事録署名をお願い致します。

議 長

本日の定例会に出ております議案は、

議第32号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議第33号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議第34号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	8件
議第35号	農地利用集積計画の決定について	
議第36号	空き家に付属した農地の指定について	1件

報告事項(1)農地法4条第1項の規定による許可の取消届について

報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

それでは、議第32号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長 まず最初に、議第32号1番の、売買による所有権の移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町森藤字大泉寺、地目は、台帳、現況共に田、面積は、1,125㎡です。譲渡人は、市外で生活しており、耕作することができません。また、浸水地域であり、周辺も、田としてしか農地利用していない地域でもございます。譲受人へは、そのあたりのこと及び一種農地の区域であり、かつ、集団農地の真ん中である旨も説明し、営農型太陽光発電施設の設置申請が出来ない区域であるということを、納得させています。譲受人は、先の申請と同様に、申請地では、ドクダミを栽培する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 4番、原田です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。この土地については、台風時に浸水するという、条件の悪い土地でございます。そのあたりは事務局が話しているので、推進委員と作付けの状況を見ながら、耕作放棄地にならないよう注視していきたいと考えています。今の申請内容であれば何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第32号1番の、売買による所有権の移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第32

号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第32号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、2番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。2筆でございます。位置図については、資料2です。
申請地の所在は、山川町忌部、地目は、台帳、現況共に田、2筆の合計面積は1,275㎡です。譲渡人は、県外で住んでおり、農業をすることが出来ませんので、譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地、1,890㎡、借入地6,197㎡で、主に白ネギを栽培しており、申請地でも、白ネギを増反する予定のようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、6番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、藤川です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は県外で生活されておりました、土地の管理が出来なくて困っておりました。そのため、譲受人の方がずっと管理を行ってきました。この度両者の話がまとまり売買ということになりました。何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第32号2番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第32号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第32号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、3番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

- 事務局 3番でございます。2筆でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は、山川町祇園、地目は、台帳、現況共に畑、2筆の合計面積は2,049㎡です。譲渡人は、農業を縮小しており、譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地、1,760㎡、借入地2,422㎡で、主に米と露地野菜を栽培しており、申請地では、露地野菜を栽培する予定のようです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、7番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 7番 7番、安部です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲受人は、農地の管理をしっかりされる方なので、何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第32号3番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第32号3番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第32号3番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、4番の賃貸借権の設定、5番の使用貸借権による営農型太陽光発電施設における空中地上権の設定についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 4番でございます。3筆でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、山川町石堂、同町旗見、地目は、台帳、現況共に田、3筆の合計面積は2,185㎡です。貸し人は県外で生活しており、農業をすることが出来ませんので、借り人に農地を賃貸借しており、3回目の契約更新となります。借り人は、自作地、8,545㎡、借入地2,185㎡で、主に米とサカキを栽培しており、申請地では、継続してサカキを育成するようです。
5番でございます。3筆でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、4番と同じでございますが、面積は、営農型太陽光

発電施設投影面積の申請ですので、山川町石堂では、749㎡の内357.9㎡、597㎡の内234.3㎡、同町旗見では839㎡の内364.4㎡、3筆の合計面積は、2,185㎡の内956.6㎡でございます。こちらの申請も、3回目の使用貸借契約更新となります。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 　10番、原です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。枯れていた木を植え替えておりまして、132本の苗木を植樹しています。一部ですが出荷も出来ていますので、風水害、鳥獣被害等の状況を見ますと致しがたなく、問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第32号4番の賃貸借権の設定、5番の使用貸借権による営農型太陽光発電施設における空中地上権の設定につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第32号4番及び5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第32号4番及び5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　次に、議第33号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。この議案につきましては会長許可でございます。

それでは、1番の、居宅用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は、山川町麦原、地目は、台帳、畑、現況、宅地、面積は232㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。始末書の提出がございます。

(始末書を読む)

計画概要は、表土を30cm程度すき取り、山土で30cm埋め戻し、砕

石を10cm程度敷き仕上げます。併せて利用する土地、地目、宅地がございます。この2筆の土地については、平成9年月日不詳により、既に、木造平屋建て住宅、面積86.64㎡が建築されております。民境界にはブロック擁壁等があるため、土砂等の流出はありません。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、始末書のおおりの内容につき、追認許可致し方ないと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、原でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。21日に現地調査を致しました。若干草が生えていますけれど、内容は始末書のおおりでございます。致し方ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第33号1番の、居宅用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第33号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第33号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第34号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、2番の地上権の設定による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の4頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字広畑、地目は、台帳、現況共に畑、面積は983㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル200枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力をRE100電力(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金980万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、表土とセメントを混ぜて仕上げま

す。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

2番でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字新田、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,437㎡でございます。農用地区分は、農用区域外農地の、第3種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル222枚、パワコン3台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金750万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、碎石を15cm敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁と土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.5m高程度のフェンスを境界から50cm～1m程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、江本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。先般、事務局と共に現地調査を致しました。所有者に事情聴取もしましたが、1番、2番とも申請書のとおりでしたので何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第34号1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、2番の地上権の設定による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第34号1番及び2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第34号1番及び2番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続まして3番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料8です。
申請地の所在は、川島町桑村字新池尻、地目は、台帳、現況、共に田、面積は1,685㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル220枚、パワコン3台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は借入金800万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、碎石を15cm敷き仕上げます。民境界には、新設土羽止めを設置するため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.5m高程度のフェンスを境界から50cm～1m程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、15番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

15番 15番、阿部でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地調査の結果、何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第34号3番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第34号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第34号3番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続まして4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、川島町学字辻、地目は、台帳、現況、共に田、面積

は1,522㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル170枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,088万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.3m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置するとともに、この間のみ防草シートを敷く計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、大久保でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は、体力的に農業をすることは無理ということで、農地を太陽光に売るということです。中編も何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第34号4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第34号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第34号4番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして5番の、売買による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料10です。

申請地の所在は、山川町忌部、地目は、台帳、現況共に、畑、面積は55㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。併せて利用する土地、地目、宅地がございます。

計画概要は、譲渡人が結婚をし、市外で生活するようになったため、不要となった家と土地を売買することになり、独立するため家を探していた譲受人と話がまとまったようです。申請地は、住居に隣接し、進入路の突き当たりにあるということ、また、家族のための駐車スペースが足りないと

ということで、転用申請に至ったということでございます。事業費は、自己資金20万円でございます。

土地の造成については、表土を20cmすき取り、砕石を20cm敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁がありますので、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、6番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、藤川でございま。事務局から説明があつたとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は市外で生活しておりまして譲受人に売買することになりました。譲受人は、自宅敷地が手狭になり、駐車場敷地を探していたということで、何も問題はないと思いま。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第34号5番の、売買による駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございま。それでは採決を致します。議第34号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございま。議第34号5番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして6番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございま。事務局の説明を求めま。

事務局 6番でございま。位置図については、資料11です。
申請地の所在は、山川町中須賀、地目は、台帳、現況、共に田、面積は1,113㎡でございま。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございま。

計画概要は、太陽光パネル166枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,079万円を予定していま。

土地の造成については、整地のみで仕上げま。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度して設置し、その間のみ、防草シートを敷く計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、9番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9番 9番、川端でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は、今年の3月までは利用権の設定で土地を貸していたのですが、戻されたということもあり、農業ができないため太陽光事業者に売ることになりました。何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第34号6番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第34号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第34号6番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 続きまして7番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、8番の、使用貸借権の設定による営農型太陽光発電施設のための一時転用申請でございます。なお、8番につきましては、議第32号の4番及び5番と関連しており、第一種農地における営農型太陽光発電施設関係により、徳島県農業会議への諮問案件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 7番でございます。位置図については、資料12です。
申請地の所在は、山川町翁喜台、地目は、台帳、現況、共に田、面積は1,038㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル154枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,001万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度して設置し、その間のみ、防草シートを敷く計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地

への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

5頁をご覧ください。8番でございます。3筆でございます。

位置図については、資料4です。

申請地の所在は、山川町石堂と同町旗見、3筆の地目は、台帳、現況共に田、3筆の一時転用申請面積は2,185㎡の内、支柱部分面積0.834㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地の、第1種農地でございます。

3回目の一時転用の更新でございます。農地の状況でございますが、太陽光の下部にはサカキを植栽していましたが、2年目に台風による風水害の影響によりまして、サカキに病気が出ました。農業委員及びJA麻植郡営農指導員の営農指導により、約120本ほどの植え替えを行ってありました。順調に生育しておりまして、出荷も出来たのですが、ここ2年程、シカによる新芽への食害によりまして、周辺のサカキが枯れてきて、出荷は出来ていますが、計画どおりにはいない状況でございます。借り人は、下部の営農に関して、意欲を持っており、農業委員及びJA麻植郡営農指導員の営農指導にも従っております。営農相談相談、育生指導等を行いながら、今後に期待したいと考えております。

また、一時転用期間でございますが、平成30年5月の農林水産省局長通知によりまして、認定農業者等、又は、耕作放棄地解消地等に関しては、耕作条件により、10年以内までであれば一時転用期間として認められることとなっております。本申請地は、過去の農地パトロールの結果、B判定がなされた農地でございました。それが、借り人により耕作放棄地の解消がなされて、現在に至っている状況でございます。これによりまして、事務局といたしましては、今回の一時転用期間は、10年以内が妥当と考えております。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番

10番、原でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。7番については現状はネギが栽培されておりまして、収穫の後、太陽光発電施設に売るということでございます。土地の東側に道路がありまして、北にもネギ畑があり、南は既に駐車場として使用されていますので、問題はないと思います。次に、8番につきましては、先に3条で説明したとおりでございます。獣害にあったサカキについては2割程再植え替えを行っていますので何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第34号7番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、8番の、使用貸借権の設定による営農型太陽光発電施設のための一時転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第34号7番、8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第34号7番、8番につきましては許可することに決定いたしました。なお、8番につきましては、徳島県農業会議へ諮問致します。

議 長 次に、議第35号農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の6頁から14頁をご覧ください。議第35号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。

農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和4年9月12日付け4吉農林第203号で吉野川市長から諮問があったものでございます。

今回の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定新規が33件71筆81,388.5㎡でございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、議第35号について事務局より説明がありましたが、委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第35号農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第35号につきましては、承認されました。

議 長 次に、議第36号空き家に付属した農地の指定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の15頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料13です。

申請地の所在は、山川町石堂、地目は、台帳、現況共に畑、面積は125㎡でございます。

現在の所有者は、山川町川田に居住しており、近々、県外の親族と同居するということで、不要となる居宅及び宅地を、本市都市計画住宅課の

「空き家バンク」へ登録申請を行い、令和4年8月23日付けで登録決定を受けております。また、同時期に、農業委員会にも相談がありまして、農家台帳と本人申告とを突合したところ、所有する農地は1筆のみであり、「吉野川市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」に、照らし合わせ事前審査も行っておりました。その後、正式に農業委員会に申請があり、その他関係書類も提出され、審査を行った結果、同別段面積取扱基準に適合しておりました。これにより、同別段面積取扱基準第4条及び第11条の規定により、指定の上、告示したいと考えています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、原でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現在、この物件は草畑になっており数本程度、果樹が植え付けられています。譲受人は、空き家を買うと共に空きスペースを利用し、家庭菜園にするということです。現状より有効活用されると思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第36号1番の、空き家に付属した農地の指定につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第36号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第36号1番につきましては指定許可することに決定致しました。

議 長 次に、報告事項(1)農地法第4条第1項の規定による許可の取消届について(2)農地の転用事実に関する照会について、報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第4条第1項の規定による許可の取消届について、をご報告致します。

議案書の16頁をご覧ください。1番でございます。2筆でございます。

位置図については、資料14です。

取消届出地の所在は、川島町桑村字鍛冶屋敷、地目は、台帳、田又は畑、現況、雑種地または宅地、2筆の合計面積は447㎡でございます。本件は、令和4年8月23日付け農地法第4条の規定による許可の取消願いが提出され、取消理由、転用計画の廃止により許可を取消したものでございます。令和4年8月24日付けで、取消に係る確認書を送付致しました。

○報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものでございます。

議案書の17頁をご覧ください。

1番です。位置図については、資料15です。

照会地の所在は、鴨島町喜来字乗島甲、地目は、台帳、畑、現況、雑種地、照会地目、宅地、面積は397㎡で、令和4年9月5日付けで回答致したものでございます。

○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の18頁、19頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、5件16筆でございます。

内訳と致しまして、利用権設定の使用貸借権の合意解約が3件4筆、利用権設定の賃貸借権の合意解約が2件12筆、でございます。

以上でございます。

議 長 報告事項(1)から(3)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 その他について説明。
農地利用最適化推進委員の総会への出席延期延長について

以上です。

議 長 それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会 (終了時刻 午後2時25分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和4年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記